

柳井市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柳井市が発注する建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため、競争入札参加資格を有するもの（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の基準)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し、指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、建設工事等の工事請負契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明かになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体に対し指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明かに当該指名停止について、責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときはこの限りでない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9号から第22号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号から第22号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等特別の事由があると認められるときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者に対して指名停止を解除するものとする。（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- 1 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第12号又は第14号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（以下「代表役員等」という。）及び有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- 2 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間
- 3 柳井市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第

15号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

（指名停止の決定機関）

第6条 不当行為を行った有資格業者に対する指名停止又は指名停止の解除若しくは期間の変更の決定は、「柳井市建設工事等指名審査会」の審査を経て市長が行う。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条及び第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関にそれぞれ別記様式第1号、第2号及び第3号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の全部又は一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月21日から適用する。

別表

指名停止措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市工事（市が発注する建設工事等及び発注した建設工事等をいう。以下同じ。）の請負契約に係る競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
(過失による粗雑工事) 2 市工事の施工に当たり、過失により当該建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。） 3 市工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により当該建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内 当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内
(贈賄) 9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、柳井市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 10 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が、柳井市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）有資格業者の使用人で、（２）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った日から 8ヶ月以上24ヶ月以内 6ヶ月以上18ヶ月以内 4ヶ月以上12ヶ月以内

措 置 要 件	期 間
<p>11 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が、柳井市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 2ヶ月以上4ヶ月以内</p>
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>12 市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>13 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>14 市工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>15 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上18ヶ月以内</p>
<p>（暴力団排除）</p> <p>16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>18 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>21 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p>

<p>22 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>23 市工事に關し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>24 一般工事に關し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>25 市工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>26 前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>